

## 令和5年度 三原村職員採用試験受験案内

1 採用予定年月日 令和6年4月1日

2 職種、採用予定人数等

職種	採用予定人数	受験資格	職務内容
一般行政職	若干名	① 昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人 ② 原則、採用後は三原村に居住できる人	一般行政事務
保健師	若干名	①昭和49年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人又は令和6年3月末日までに資格取得が見込まれる人 ② 原則、採用後は三原村に居住できる人	保健業務

※ 受験資格については、学歴及び性別は問いませんが、上記の受験資格を有していても次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (イ) 三原村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 受験手続

受付期間	令和5年7月27日(木)から令和5年8月14日(月)まで (土・日曜日・祝日を除く) 【郵送による申込みは、令和5年8月14日必着】
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで (昼休み 12:00~13:00を除く)
受付場所	三原村役場 総務課 総務係 〒787-0892 幡多郡三原村来栖野346



## 6 試験方法

### (1) 第一次試験

職 種	種 目	内 容
一般行政職	教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 (20 題) 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を 問う問題 (20 題) 40 題・2 時間
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について、性格特性を みる検査 150 題・20 分
保 健 師	教養試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 (20 題) 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を 問う問題 (20 題) 40 題・2 時間
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について、性格特性を みる検査 150 題・20 分
	専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉 行政論 (30 題) 1 時間 30 分

※ 一般行政職……午前中で終了

※ 保健師……午前中教養試験及び性格特性検査、午後専門試験

### (2) 第二次試験

#### ① 作文（小論文）

職務遂行に必要な判断力・思考力等、文書による表現力をみる試験です。

#### ② 面接

主として人物、人柄等についての個別面接による試験です。

## 7 試験当日の注意事項

- (1) 試験室への入室
  - ① 試験室は試験会場に掲示されています。分からない場合は係員にお尋ねください。  
机上に座席票を置いていますので、確認して着席してください。
  - ② 注意事項の説明等を試験開始15分前から行いますので、それまでに必ず試験室に入室してください。  
やむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分まで入室を認めますので、係員の指示に従ってください。
- (2) HBの黒鉛筆又はシャープペンシル(万年筆、ボールペンは不可)、消しゴム、定規を必ず持参してください。
- (3) 試験中、机上に置けるもの及び使用できるものは、次のものに限ります。
  - ・受験票
  - ・HBの黒鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、定規
  - ・時計(電卓機能付きは不可)
- (4) 携帯電話等は、電源を切って鞆の中にしまってください。時計として使用することもできません。
- (5) 試験室内は禁煙です。指定された場所以外では喫煙できません。
- (6) 試験問題の内容に関する質問には、お答えできません。
- (7) 教養試験開始から60分間、各種検査開始から15分間は退室を禁止します。退室禁止時間内に退室した場合は(トイレ等やむを得ない事情を除く)、採点されません。
- (8) トイレ等やむを得ない事情を除き、試験中に一度退室すると当該試験が終了するまで入室を禁止します。
- (9) 答案用紙はいかなる場合でも、すべて提出してください。提出しない場合は、採点されません。
- (10) 受験者は、試験会場内では係員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、採点されないことがあります。
- (11) 次の試験者は、採点されませんので十分注意してください。
  - ① 多肢選択式答案に受験番号が正しくマークされていない者、又は「マークの記入方法」のとおりマークされていない者
  - ② 不正行為(カンニング等)者
  - ③ 試験開始30分経過後に入室した者
  - ④ 受験票がない者
- (12) 電卓は、試験会場への持込みを禁止します。

## 8 合格発表

### (1) 第一次試験の合格者発表

- ① 三原村役場ホームページ及び庁舎前掲示板に受験番号を公告します。
- ② 合格者には文書で通知します。
- ③ 電話での合格・不合格の問い合わせには応じられません。

### (2) 最終合格者の発表

- ① 三原村役場ホームページ及び庁舎前掲示板に受験番号を公告します。
- ② 合格者には文書で通知します。
- ③ 電話での合格・不合格の問い合わせには応じられません。

## 9 採用

(1) 職員採用資格試験の最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。なお、欠員等の状況によっては合格しても採用されないこともあります。

(2) 採用は令和6年4月1日を予定しています。

## 10 給与等

条例、規則の定めるところにより、給料、期末手当及び勤勉手当を支給します。また、支給要件に該当する者には各種手当等を支給します。

問い合わせ先

〒787-0892

高知県幡多郡三原村来栖野 346 番地

三原村役場 総務課 総務係

電話 0880-46-2111